

愛媛大学総合情報メディアセンター農学部分室内規

〔平成16年 4月 1日〕  
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、愛媛大学総合情報メディアセンター分室規程第4条の規定に基づき、愛媛大学総合情報メディアセンター農学部分室（以下「分室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 分室は、農学部に設置された総合情報メディアセンター所属の機器並びに農学部  
の関与する学術情報ネットワークの管理運営及びこれに関連する業務を行う。

(職員)

第3条 分室に次の職員を置く。

- (1) 分室長
- (2) 副分室長
- (3) 分室員
- (4) その他必要な職員

2 分室長は、愛媛大学総合情報メディアセンター運営委員会委員（農学部選出の委員に限る。）をもって充てる。

3 副分室長は、愛媛大学総合情報メディアセンター農学部分室運営委員会（以下「分室運営委員会」という。）委員のうち、分室長以外の者を分室運営委員会において選出する。

4 分室員は、分室運営委員会が推薦した職員をもって充てる。

(職務)

第4条 分室長は、分室の業務を掌理する。

2 副分室長は、分室長の職務を補佐するとともに、分室長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 分室員は、分室の業務を処理する。

(利用)

第5条 分室の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 分室に関する事務は、農学部の事務課において処理する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年11月16日から施行する。